

人権救済法案に関する論点と歴代大臣の主な答弁
—法務委員会での城内委員に対する答弁—

平成 24 年 5 月 24 日

城内 実

1、 **なぜ人権救済機関が必要か**

千葉景子大臣：ひとりひとりの人権あるいは権利ができるだけ迅速に、適切に救済されることが大事。国際機関、国際社会の中でもこのような機関を設けるべきという指摘をつねづねいただいている。平成 21 年 8 月に女子差別撤廃委員会の我が国の報告に対する最終見解の中でも、独立の機関を国内に設置するよう勧告を出されている。(平成 21 年 11 月 17 日)

平岡秀夫大臣：パリ原則には、人権を担当する組織は政府からできる限り独立した存在で取り扱うべきであるとある。今まで人権擁護局で 60 年以上にわたってやってきたことを、法務大臣がその権限のもとに行うよりは、政府から独立した第三者機関が中立公正な立場で物事を進めていくということが第一。権限について言えば、今までの人権擁護局は法律的には法務省設置法の根拠しかないような状況。法律的な位置づけを明確にしつつも、基本方針にもあるように、強制的な権限を持つとか、強制的な措置を講じるとかという部分は、できるだけ今までやってきたことと並びの形で整理をしていきたい。(平成 23 年 12 月 2 日)

小川敏夫大臣：法務省人権擁護局は法務省設置法に基づく内部局でしかなく、現状では人権問題について取り組むための基本法的な位置づけがない。また、国際環境の中で、人権機関は政府の中でなく、外に独立して職務を遂行できる機関であることが求められている。人権擁護局が行う人権擁護に関する分野を政府から独立した人権委員会という形で引き継いでいくことで、人権を守る実効性を確保していきたい。(平成 24 年 2 月 22 日)

⇒「国際機関（パリ原則等）からの指摘」と「基本法的位置づけの欠如（省益）」

2、 **海外の事例：わが国政府が設置しようとしている人権救済機関のように包括的かつ巨大な機関は他の先進国にはないのではないかと（例えば、米国やスウェーデンの人権救済機関というのは、人権侵害の類型に応じてきちんと整理している）**

平岡大臣：各国のものについては、ちょっと持ち合わせがないので、調べてまた御答弁申し上げます。(平成 23 年 10 月 25 日)

平岡大臣：諸外国の機関が、取り扱う人権侵害の範囲を法律上限定しているように書いているのは、法律に明記された権限が限定されていることを意味するにすぎず、法律に列挙された人権侵害以外の人権侵害についても、行政指導等の任意的な手法により、個人からの申し立てに対応している機関が存在していると考えているところ。国連人権高等弁務官

事務所（OHCHR）の平成 21 年の調査では、100 か国を超える国内人権機構にアンケートし、61 機関から回答があった。調査結果によれば 85%の 47 機関が、個人からの申し立てを取り扱う権限はすべての個人の権利をカバーすると回答している。（平成 24 年 12 月 2 日）

小川大臣：アメリカは独立の人権機関を持つ国が加盟する組織に加入していないが、労働関係の分野における人権分野に関しては政府から独立した委員会を持つ。（平成 24 年 2 月 22 日）

⇒「諸外国」には人権後進国が多く含まれている。また、先進国の機関は人権救済機関のように包括的でないか、政府から独立していないものがほとんどと考えるが、この点について説得力ある答弁なし

3、 個別法を充実させて対処の方が有効なのではないか。さらに、現制度で 99%以上の人権侵害事案が処理されている

3-1、個別法の充実

千葉大臣：個別の救済手段の充実も大事。ただ、重大あるいは言いたくても救済を求められないようなことがどれだけ存在しているか把握しきれていない。そういう意味で、横断的に、誰でも、そして公権力の行使とは独立したところに申し立てできる、小さいことであっても迅速に対応をとれる、強制力でなく、ご指導をできる機関が存在をすることは意味があると思う。（平成 21 年 11 月 17 日）

千葉大臣：児童あるいは子供や高齢者に対する虐待、あるいは女性に対する暴力、障害者に対する差別等々。（平成 21 年 11 月 17 日）

柳田大臣：99%とひとくくりに言えない。たとえば、いじめとか。中にはあまり大きくなっていないかもしれないが大きな事件も含まれているのではないか。（平成 22 年 10 月 29 日）

平岡大臣：個別法による救済制度が整備されていない分野として、学校におけるいじめ、体罰以外に、女性に対するもの、高齢者に対するもの、障害者に対するもの、同和関係者に対するもの、外国人に対するものといったようなもので、かつて人権侵害事件として取り上げたものもある。名誉棄損、プライバシー侵害ということで人権侵害事案として取り上げたものもある。（平成 23 年 12 月 2 日）

小川大臣：犯罪なら刑法、刑事訴訟法、児童虐待なら児童虐待に関する法律、労働関係なら労働関係法規、そうした法規とそれを救済する機関がある。こうした分野においては救済手続きで救済を受けられるが、個別の救済法あるいは救済手続きがない分野の人権侵害も社会上たくさんある。いじめもそうだし、中傷ビラをまくような名誉棄損とかもある。個別の法律があって対応できるものはもちろんそこで対応することが好ましいが、そこにのらない人権侵害について保護する法や制度がないというのは問題。そうした意味で、個

別の手続きがあるものだけでなく、幅広く人権を擁護するという考え方が必要なのではないか。(平成 24 年 2 月 22 日)

⇒徐々に具体的になってきているが、「等々」とか「といったような」という表現多く、網羅的でない。千葉大臣の「どれだけあるか把握できない」というのが本音ではないか

3-2、現制度ではなぜいけないのか

平岡大臣：国民にとって、見てわかりやすい、窓口が一本化されている、ここに駆け込めば人権問題についてはとりあえず窓口となってくれるところがあることの利便性がある。(平成 24 年 10 月 25 日)

平岡大臣：どのような人権問題が発生してくるかは時代の推移によって変わる。問題によってどこに（相談に）行ったらいいのかという点で、国民にとって利用のしやすい幅広い窓口が必要だ。さらに、個別問題で（いちいち組織を）つくれば、またそれに対応する組織も作っていかなければならない。そのこと自体は行政のスリム化という点から問題がある。(平成 23 年 12 月 2 日)

小川大臣：99%が平和裏にこれまでの人権擁護委員をはじめ関係者の皆様で解決しているが、細かい事件も細かい段階で適切な対応をすることによって、大きな人権侵害行為になることを未然に防止できる。(平成 24 年 2 月 22 日)

小川大臣：今（の組織）で足りているだろうということではなくて、今で足りている仕事そのものは引き続いてやっていただく。ただ、その元締めが、人権擁護局でなくて、独立性を持った人権委員会ということ。(平成 24 年 3 月 16 日)

⇒なぜ現行制度ではだめなのかということへの説得力のある回答になっていない

4、 予算や人員等人権救済機関の規模について

江田五月大臣：制度設計の詳細が固まってこないと言えない。今の段階ではコスト面について具体的な検討を行う段階ではないので、幾ら幾らぐらいかかりそうだといいことを申し上げるほどまだ熟していない(平成 23 年 8 月 9 日)

平岡大臣：コストについては、現在、制度設計の詳細を詰めているところなので、具体的な費用の検討までには至っていないが、今、法務省の人権擁護局で行っている人権擁護施策について言えば、人件費を除いて約三十億円の費用がかかっている(平成 23 年 10 月 25 日)

小川大臣：規模的には大化けするということは決してない。いわば横滑り、同程度の人員や予算規模。組織の肥大化にはあたらない。（平成 24 年 2 月 22 日）

⇒まったく具体的でない

5、 三条委員会

5-1、なぜ三条委員会なのか。権限が強すぎるのではないか

江田大臣：人権救済機関は独立性が命。しかし、政府の機関とまったく関係ないものをつくるのは憲法上もいろいろ問題があるので、独立性を最大限保ちながら、国会への説明責任などのためにどこかの省へつけるということとなれば、やはりこれまでの経験と知識がある法務省に三条委員会として独立性をもったものとして作ろうということ。（平成 23 年 8 月 9 日）

平岡大臣：三条委員会に強い権限を与えるのがおかしいというなら、法律で権限を弱めるとか与えないとかすればよい。基本方針の中に示す三条委員会が持つ権限はそんなに強くない。調査を罰則で担保するとか、強制的措置を行うようなことは含めていない。（平成 23 年 12 月 2 日）

小川大臣：公正取引委員会は調査権等、強力な権限を持っているが、それはそういう権限を法律によって付与されているから。骨子にまとめている人権委員会は、器としては三条委員会だが、法律的にそのような強制権限を持った組織ではない。強制権限を法律上付与しないということを考えているので、公正取引委員会の例がそのまま当てはまるというものではない。（平成 24 年 3 月 16 日）

⇒独立性を持たせるため、強制権限は付与しないという答弁に終始。しかし、後述の通り将来の見直しにより強制権限が付与される可能性については否定していない

5-2、委員の構成：特定の政党や勢力（法務省を含む）に偏るおそれ

平岡大臣：法務省の外局として委員会を置くが、あくまでも委員会制度で合議制の組織だから、法務大臣の指揮命令下で行うということではない。したがって、矯正施設等において行われているような人権侵害問題について、法務省の中にあるから影響を受けるということは当たらない。国会同意人事について言えば、今までの国会同意人事が、一党一派に偏した形で同意が行われてきたとは思っていない。政府が提案する人事については、与党に対しても野党に対しても、できる限りの同意が得られるような、そういう人材を選んでくる努力をしてくれている（平成 23 年 10 月 25 日）

平岡大臣：今の日本にある三条委員会の委員構成が、特定の政党のあるいは特定の政治勢力の強い影響下に選ばれた人であり、そういう方針に基づいてやっているかといえはそんなことはない。委員選任についての長年の蓄積の中で、こういう組織にはこういう人がふ

さわしいという多くの方々の賛同が得られた方がついている。(平成 23 年 12 月 2 日)

⇒説得力がない(過去に問題となった国会同意人事あり。加えて、日教組の幹部が文部科学大臣政務官に就いている政党もある)

6、 「5年後の見直し」ののちの強制権限付与について

平岡大臣：「小さく生んで大きく育てる」ということではなく、仕組みをつくる時、何年かたって見直しをするというのは従来からよく行われている話。前例にも見直し規定は入っている。改めるべきは改めるという姿勢は常に持ちながら取り組んでいく。(平成 23 年 12 月 2 日)

小川大臣：強制権限を付与するにはそれを認める法律が必要であり、それは国会審議を経て決まること。初め優しく出て、あとから強力になると決まっているわけではない。将来、国会で議論すべきことである。(平成 24 年 2 月 22 日)

⇒小川大臣に顕著だが、見直しによる強制権限付与の可能性について否定しない。国会審議によりいかようにでもなるという答弁

7、 外国人の人権擁護委員就任について(外国人参政権との兼ね合い)

江田大臣：基本方針では、新制度へのスムーズな移行を図るために、現行の人権擁護委員制度についてはこれまでの要件を維持しようという提案になっている。地方選挙における外国人の参政権の問題と人権擁護委員の適格性や資格とは、これは今確かにリンクしているが、同じものではない。地方参政権が広がった場合に人権擁護委員も必ず論理必然的に広がらなきゃならぬということではないので、その段階でまた議論がなされるべき。(平成 23 年 8 月 9 日)

小川大臣：私個人の見解として、人権擁護の職務を行うのにふさわしい方であれば、必ずしも日本人に限定する必要はないと考える。法務大臣として答えれば、今の人権擁護委員の法律で選挙権がある者と限定されているので、現在、選挙権は国民にしかないのも、日本国籍を持つ者しか人権擁護委員になれない。(平成 22 年 2 月 22 日)

小川大臣：今、地方参政権がある人が人権擁護委員に限定されているが、仮に地方参政権が決まるということであれば、その段階で人権擁護委員の資格について国会で議論して決めるべき。(平成 24 年 2 月 22 日)

⇒同じく小川大臣に顕著だが、外国人地方参政権の動向によっては将来人権擁護委員になる可能性について否定していない

8、 法案の中身について

8-1、「差別助長行為」と「差別的言動」は同じではないか

小川大臣：差別的言動と差別助長行為とは意味が違う。差別的言動とは、特定の者に対し

て性別や障害等の属性を理由として、侮辱、嫌がらせ、脅迫等の差別的な言動をすることをいい、特定の者に対する人権侵害に当たる行為。差別助長行為、これは識別情報の摘示ともいうが、不特定多数の者に対する行為。(平成 24 年 3 月 16 日)

8-2、「不当な差別、虐待その他の人権侵害及び差別助長行為」の「その他」とは

小川大臣：人権侵害の態様が千差万別だから、ひとつひとつを列記できない。列記すれば列記したものだけが人権侵害で、列記していない態様の人権侵害が生じた場合それに対応できない。いわば「不当な差別、虐待」を例示して、そのほかは例示しないで「その他」とした。(平成 24 年 3 月 16 日)

8-3、「人権侵害」の定義があいまいである

小川大臣：人権侵害の定義については、特定の者に対してその有する人権を侵害する行為をいう。憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為のほか、私人間においては、民法、刑法そのほかの人権に関わる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為をいう。人権委員会が取り扱う人権侵害は、司法手続きにおいても違法と評価される行為に限定されているので、人権侵害の定義が曖昧ということはない。(平成 24 年 3 月 16 日)

⇒ (1～3) 抽象的かつあいまい

8-4、人権侵害行為とは、司法手続きにおいて違法と評価される行為であるとするが、公権力ならともかく、私人間において何が民法や刑法等に抵触する違反行為かというのは裁判所が判断すべき事柄ではないか

小川大臣：裁判所の救済だと、あくまでも法的紛争となる。したがって、ひとつの事実行為として、そういうことがないように指導するとかあつせんするとか、いわば事実行為で行う部分の救済が裁判所の司法的救済ではない。だから、司法手続きにおいても違法と評価される行為だが、司法的な救済よりも、さらに事実行為としての改善の指導とか、そうしたものの形で救済する必要がやはり多くあるのではないかと例えばいじめという問題、これを事後的に損害賠償という形でしか救済できないのであれば、起きてから賠償すればよいという話になり、予防にはならない。(平成 24 年 3 月 16 日)

⇒ 「予防」という名目で、政治的意図あるいは悪意をもって恣意的に、人権侵害行為と解釈されるおそれがある